

令和8年度 地方空港を活用した相互交流の促進事業 Q&A

No	公募要領項目	質問	回答
1	事業の目的	定期便やチャーター便の誘致ではどのような支援を想定しているのか？	新規就航に向けた国際定期便や国際チャーター便の誘致に向けて、必要となる経費を補助します。
2	事業の目的	定期便や定期チャーター便の誘致は国内線でも良いのか？	補助対象は国際線の誘致活動とそれに関わる取組であり、国内線の誘致は補助対象となりません。
3	事業の目的	連携する空港の数に制限はあるか？ (例:3空港でやってもいいのか)	連携する空港の数には上限を設けていません。
4	事業の目的	複数空港での連携とあるが、連携する空港に制限はあるか？ (距離の関係、規模の関係など)	事業概要に記載の通り、成田、羽田、中部国際、関西、伊丹の5空港は除きます。 その他の空港には限定は設けませんが、距離が遠い空港間の場合は、周遊ルートの作成にあたり連携する観光事業者等が多くなる可能性があります。
5	事業の目的	「双方交流の拡大に向けて」とあるが、インバウンド関連だけの施策をやってもいいのか(またはその逆)。インとアウトどちらもやらないといけない、や比率などの規定はあるのか？	インバウンドとアウトバウンド両方の取組が必要となります。 比率の規定はありませんが、アウトバウンドの取組が極端に少ないなど、バランスを欠いた取組とならないようご注意ください。
6	事業の目的	アウトバウンド(日本人)については、日本の地方空港間の双方交流は行わなくてよいのか？	インバウンド・アウトバウンド双方の交流を目指す事業であり、日本人の国内(地方空港間)での双方の交流は想定していません。
7	事業の目的	両空港に既に就航している国際定期路線を利用した相互交流でもよいのか？(インバウンド・アウトバウンドともに)	国際定期便、国際チャーター便の新規誘致を前提とした相互交流を第一に想定していますが、連携する空港の片方において既存の国際線路線を活用することは可とします。
8	事業の目的	「国際定期便、国際チャーター便の新規誘致を前提とした交流を想定」とあるが、連携する地方空港のうちいずれかの空港に該当すればよいのか？	いずれか片方に国際チャーター便(もしくは国際定期便)を新規誘致する計画であれば問題ありません。 連携空港については既存の国際定期便の活用を認めます。
9	間接補助事業者	事業実施主体となる空港が別の空港と組んでそれぞれで複数事業応募するのはよいのか？	事業実施主体は複数の応募をすることは出来ません。
10	間接補助事業者	空港利用促進協議会、自治体以外の者は補助対象になり得ないか？	(あくまでアウトバウンド促進のために定期便やチャーター便の誘致を行うことを主眼とする事業であることから、)空港利用促進協議会や自治体等の空港管理者が事業主体(間接補助事業者)として不可欠ですが、これらの者と連携した旅行会社、航空会社、DMO等が行う事業も支援対象となります。
11	補助対象経費	複数空港での連携とあるが、それぞれの空港が出す事業費は均等である必要はないか？	均等である必要はありません。 連携する空港間で取り決めてください。
12	補助対象経費	国際便の誘致にあたり、空港設備の増設等は補助の対象となるのか？	補助の目的は需要創出や誘客につながる取組を支援するものであり、通常の営業として必ず負担することになる項目については補助の対象外となります。
13	補助対象経費	既存の国際線路線の増便への取組は補助対象となるのか？	既存の国際線路線の増便への取り組みについては、新規の国際定期便又は国際チャーター便の誘致活動が事業計画に盛り込まれ、その活動の一環として必要なものと認められる場合は支援の対象となりますが、既存路線の増便を第一義とした事業計画は事業運営上不利となる可能性があります。
14	補助対象経費	地方周遊旅行商品の企画・造成ではどのような支援を想定しているのか？	地方空港から入国し、別の地方空港から出国する間を周遊する旅行商品造成やモデルルートの作成に向けた企画費、及び造成に係る費用への補助等を想定しています。 また、造成された旅行商品への補助も企画・造成費用に含まれます。 なお、補助額には一定の制限がありますので、詳しくは交付要領にてご確認ください。
15	補助対象経費	地方周遊旅行商品について、地方間を国内線で結ぶような周遊も対象となるのか？	対象となります。ただし、あくまで対象経費は周遊する旅行商品造成やモデルルートの作成に向けた企画費等を想定しているため、地方間を国内線で結ぶ際の航空運賃は補助対象として想定していません。
16	補助対象経費	SNS等を活用した情報発信・プロモーションではどのような支援を想定しているのか？	アウトバウンド及びインバウンドの促進を通じた地方空港の活性化に向けて、情報発信・プロモーションに係る広告宣伝費等を想定しています。
17	補助対象経費	「SNS等を活用した情報発信・プロモーション」について、インフルエンサーを雇ってPRしてもらうこともよいのか？	可能です。
18	補助対象経費	国内もしくは海外で、観光PRイベントやお祭りのようなことをしてよいのか？	可能です。例えば、イベントの実施に必要な経費等への支出などが想定されますが、実施するイベントが新規の国際定期便又は国際チャーター便の誘致に資するものに限ります。 また、海外の場合は、誘致のターゲットとなる国に限定します。
19	補助対象経費	パスポート取得支援キャンペーンや渡航費支援キャンペーン、空港へのアクセス料補助、留学費支援、修学旅行費支援等のような、海外旅行の渡航費支援にあたる部分の施策を行ってもよいのか？	可能です。 但し、新規の国際定期便や国際チャーターの誘致に繋がる取組であることを前提とします。
20	補助対象経費	地方空港の活用に当たってのボトルネックとして、グランドハンドリング人員の不足が指摘されているが、グランドハンドリングへの支援は対象になるのか？	補助の目的は需要創出や誘客につながる取組を支援するものであり、通常の営業として必ず負担することになる項目については補助の対象外となります。

令和8年度 地方空港を活用した相互交流の促進事業 Q&A

No	公募要領項目	質問	回答
21	補助対象経費	計画上、新規路線やチャーター便の就航を目指すものとして広報事業等を実施して、結果的にR8年度中に1本もチャーター等を飛ばせなかった場合でも、その広報事業等に要した経費は対象になるか？	対象となります。補助対象経費の支払いは令和8年度内の誘致の成功(就航)を条件としませんが、その場合は、翌年度の新規航空路線誘致や需要創出の取組が行われていたかどうかの検証をおこないます。誘致計画の適切な進捗管理の為、中間報告及び最終報告の求めに何卒ご協力ください。
22	補助対象経費	国際定期便、チャーター便を誘致するにあたって、ターゲットを明確にしていない海外プロモーション費用はどこまで認められるか？	(国際定期便・チャーター便の新規誘致を前提としていますので)ターゲット国に限定しない広範囲の国を対象とした認知度向上のプロモーション費用については認められません。 なお、誘致先のターゲットが複数あり、事業計画に盛り込まれている場合はその限りではありません。
23	補助対象経費	旅行会社に対する送客支援費用(インセンティブ)は対象となるか？	対象となる旅行商品の企画・造成に係る費用以外の旅行会社へのインセンティブは認められません。
24	補助対象経費	チャーターに係る用機費(機材費)への支出は認められるか？	航空会社及び旅行会社に対するチャーター用機費(機材費)自体への補助は認められません。
25	その他	国際チャーター実施に係る契約等については、本邦航空会社・本邦旅行会社以外に、海外航空会社・海外旅行会社としても問題ないか？	外航を誘致することもあると想定しているため、海外航空会社や海外旅行会社等との契約は問題ありません。
26	その他	アウトバウンド(日本人)が複数の海外空港を利用してもよいか？	問題ありません。
27	その他	今回の事業におけるチャーター便の定義において、就航期間や便数等の制限はあるか？	今回の事業においては、就航の期間及び便数の制約は設けていません。
28	その他	連携する相手方空港に現在運休中の国際定期路線があり、当該運休路線と同一路線で異なる航空会社を用いた国際チャーター便を誘致する場合は、「新規誘致を前提とした交流」の対象となるか？	対象となります。
29	その他	過去の近い時期に国際チャーター便を運航した実績を有する場合、同一路線の国際チャーター便の誘致を行うことは「国際定期便、チャーター便の新規誘致を前提とした交流」として対象となるか？ (例:2026年夏期ダイヤ期間で釜山定期チャーターを実施⇒2026年冬期ダイヤ以降の期間で再度チャーターを行うとする場合)	例にあるような同年度内の事例の場合は「新規」とは言えず対象外となりますが、過去に同一の路線でチャーター実績があった場合の考え方については、2年間(令和6年度・令和7年度)の運休期間があれば新規として扱って頂いて問題ありません。 (例)令和元年度において運航していた便であって、新型コロナウイルス感染症の影響によって運休となった路線の運航再開は新規とみなします。
30	その他	複数の事業で連携先の空港が重複した場合の対応はどうなる？	連携先空港の重複は可能です。但し、補助金の重複は認められません。 (例) A事業 事業主体:C空港+連携:E空港 B事業 事業主体:D空港+連携:E空港 この場合、E空港はA事業又はB事業のどちらか一方の補助金のみ対象となります。
31	その他	事業主体となる空港が、他事業の連携先空港となることは出来るのか？	可能です。但し、補助金の重複は認められません。 (例) A事業 事業主体:C空港+連携:E空港 B事業 事業主体:D空港+連携:C空港 この場合、C空港はA事業のみ補助金の対象となり、B事業においては補助金対象となりません。
32	補助対象経費	①チャーター便誘致において、当事業の補助対象外とされている航空運賃への補助に重点支援交付金を充当し、それ以外の誘致活動費やプロモーション費に当事業の補助を充当することは可能でしょうか。 ②県からのチャーター便助成金を受けるツアー造成も対象になりますか。	①航空運賃補助を補助対象費用の積算から除外すれば可能です。 ②対象となります。 いずれも、補助金の二重申請にならないよう充分な留意が必要ですので、必ず事務局に事前相談をお願いします。
33	補助対象経費	海外旅行会社による旅行商品企画を促すための、FAMツアーの設定等は対象となるか？	旅行商品の企画・造成費として対象となります。
34	補助対象経費	令和8年度内に新規就航する航空会社であれば、就航時期が年度当初の4月であっても対象に含まれるという理解でよいのか。 すでに就航している航空会社であっても対象か。	申請時点で既に就航している路線、または就航が正式に決定している路線は対象外です。 一方、申請時点で就航が正式決定していない路線は新規路線として取り扱います。 したがって、申請後から交付決定までの間に就航が正式決定した路線も、新規路線として対象となります。 ただし、補助対象となる経費は交付決定後の活動に係るものに限られます。 そのため、交付決定前に支出した経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。
35	補助対象経費	・「2年間運休ルール」について、過去2年間の間にプライベートチャーターの運航が行われた地域は対象になりますでしょうか。 ・自治体等が関与しない民間の少人数のプライベートチャーター就航実績がある路線は、この補助の対象外となるのでしょうか。 ・定期便の運休期間中に、臨時便・チャーター便の運航があった場合は対象になるのでしょうか？	プライベートチャーターや単発チャーターは、過去の定期便にはカウントしませんので、対象となります。
36	補助対象経費	市場分析や需要分析のためのデータ購入も事業期間内の購入であれば補助対象となると理解しているが、データ購入の契約日・納品日・支払日のどれで判断されるのか。 例えば、データ利用期間が事業期間を超える場合でも対象となるか。(市場分析や需要分析のためのデータ購入費について、年間ライセンス契約等で利用期間が事業期間をまたぐ場合も補助対象となるか。	補助対象経費は、原則として補助金交付決定後から令和9年2月26日(金)までの事業実施期間内に発生し、支払いが完了する経費が対象となります。事業実施期間外にかかる年間契約費やランニングコストは、補助対象外となる可能性があります。 日割り・月割りの按分も原則認められませんが、交付決定後に着手(発注・契約・支出行為)した補助事業で、かつ、実績報告時の証憑類にて、発生した経費が事業期間内であることが明確な場合には、事業期間内に係る経費を補助対象とします。 充分な留意を要する項目となりますので、データの調達等に係る支出の可能性がある場合は、必ず事務局に事前のご相談をお願いします。
37	補助対象経費	すでに就航している国の都市とは別の都市への新規就航は対象外でしょうか。 また、既にターゲット国との定期国際線が就航している場合でも、別の航空会社の就航を目指す場合は、新規就航として誘致費用は補助対象となるでしょうか？	いずれのケースも補助対象となります。
38	補助対象経費	A空港で新規路線就航を目指し、既存路線のあるB空港と連携する場合、B空港の既存路線のPRは補助対象経費になるのでしょうか。	条件付きで対象となります。 既存路線のみの単独PRは対象外ですが、空港同士の連携によって実施する周遊型の旅行を促進する為のプロモーションであれば対象となります。